年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで

② 昭和55年4月から同年6月まで

私は、昭和44年2月に自営業を始めてからは国民年金に加入し、申立期間については、通常、銀行の口座振替により夫婦の保険料を納付し、仮に残金不足により口座振替ができなかった場合でも、市から送付された納付書により銀行で納付していたので、申立期間が納付済みであることを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間前後を通じて、申立人の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人が申立期間に口座振替を利用して夫婦の国民年金保険料を納付していたとする銀行は、昭和 52 年2月1日から保険料の口座振替が可能となっており、市役所が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳には、「口座開始 52.2」と記載されていることが確認でき、さらに、市役所では、「当時、残高不足により口座振替ができなかった場合は、未納通知と納付書を一緒に送付していたと思う。」と説明しているなど、申立人の主張と合致している。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年2月に払い出されているところ、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した44年2月まで遡って特例納付及び過年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、現年度分である申立期間①及び②の保険料についても、納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで 私は、昭和46年4月1日から平成20年11月30日までA社に継続して 勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できな かった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員個人票及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和56年9月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人のA社B営業所(申立期間当時、同社C営業所は同社B営業所において一括適用されていた。)における昭和56年8月1日付け標準報酬月額変更の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和56年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事

業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年2月まで

私の平成元年11月から2年2月までの年金記録では国民年金に未加入とされているが、社会保険事務所(当時)から納付書が1回送られてきて、同事務所に国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険から国民年金への切替えの時期、国民年金保険料の納付金額等に係る申立人の記憶は曖昧であり、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いとしている上、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿等)は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付して いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人はこれまで社会保険事務所から未納保険料に係る納付書が1回送られてきて、同事務所で国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によれば、申立人は、平成14年9月30日に未加入期間国民年金適用勧奨者とされ、同年11月26日に勧奨関連対象者一覧表が作成されていることが確認できることから、当該機会に勧奨状が申立人に1回送付されたことが推認できる上、同年9月分の国民年金保険料が15年2月に収納されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から51年3月まで

申立期間当時、実家の父親がA市に来て、国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料は、地区の民生委員に自分で納付していた。申立期間の国 民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、実家の父親がA市に来て、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、地区の民生委員に自分で納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月以降に申立人の夫と連番で払い出されていると推認され、申立期間は過年度保険料となり、集金人は申立期間の保険料を集金することができなかったものと考えられることから、申立内容に不自然な点が見られる上、地区の民生委員が申立期間に係る申立人の保険料を集金していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 43 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年11月まで

昭和 43 年 10 月まで会社勤めをして帰郷していたところ、A町(現在は、B市)から国民年金に加入するよう連絡があって加入した。国民年金保険料の未納分は一括して納付できるとのことで、父が一括して納付してきたと母から聞いた。申立期間について、保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月頃に払い出されたことが推認でき、申立人に係る特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、当初42年6月19日と記載されていたが43年12月1日と訂正されていることが確認できる上、43年12月から45年3月までの国民年金保険料については第1回特例納付により47年6月20日に納付されているとともに、45年4月から46年3月までの保険料も同日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の父親は、この資格取得の訂正により特例納付及び過年度納付したものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から15年3月5日まで 私が、A社(現在は、B社)に勤務していた平成9年9月1日から15年 3月5日までの期間に係る年金事務所の標準報酬月額は、私が得ていた実際の給与の額を大きく下回るので、年金事務所の記録を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した預金通帳を見ると、記載された給与振込額(手取額)について、オンライン記録の標準報酬月額を上回る月はあるものの、預金通帳からは申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額はうかがえない。

また、申立人が提出した給与支払明細書(平成14年3月分及び同年7月から15年1月までの分)及びB社から提供があった支給控除一覧表(平成12年4月から同年9月までの分及び同年11月から14年2月までの分)から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る月があることは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成12年4月から同年9月までの分は13万4,000円、同年11月から14年3月までの分及び同年7月から15年1月までの分は14万2,000円であり、この額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、B社は、「算定基礎届の提出に際して、給与計算について外部委託していた会計事務所と二重チェックをし、法令どおりの届出をしていた。」と回答しており、当該事業所から提供があった平成13年度の標準報酬決定通知書の記載事項及び計算過程に誤りは無く、算出された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額14万2,000円と一致する。

加えて、B社における平成 10 年 6 月から 19 年 4 月までの給与支払明細書を保管している同僚は、「自分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載がある納付額は一致している。」と証言している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から40年5月1日まで

② 昭和46年3月1日から47年5月1日まで

私は、申立期間①についてはA社B支部に、申立期間②については同社 C支部(いずれも適用事業所はA社D支社)に勤務していたが、厚生年金 保険の加入記録が無かった。申立期間に勤務していたことは間違いないの で、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社D支社からの回答により、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月 20 日から 38 年 1 月までの期間について、申立人がA社B支部にE職という身分で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社D支社は、E職の期間は試用期間であり、社会保険に加入させておらず、また申立人の当該身分以外の期間については資料が無く、在籍状況を確認できない旨回答している。

また、A社D支社は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び保険料の控除に係る資料を保管しておらず、この資格取得及び給与からの保険料控除については不明と回答している。

さらに、申立人が申立期間①においてA社B支部で同時期に勤務していたとして名前を挙げた当時の支部長は、「申立人については思い出せない。」と供述している上、申立人が名前を記憶している当時の同僚二人は既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険への加入並びに保険料の控除に関する証言を得ることができない。

加えて、当時A社D支社に勤務した複数の同僚は、「A社では、正社員の身分であれば社会保険に加入していたが、嘱託等それ以外の身分の場合は同保

険に加入していなかった。また、勤務成績によっては正社員の身分を失っていた。」と供述していることから、同社が従業員全員を社会保険に加入させていたとはいえず、また、これら複数の同僚からも申立人の申立期間当時の身分についての証言が得られない上、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が少なくとも昭和 47 年 4 月 17 日にA社C支部に勤務していたことは、申立人が保有する同僚との集合写真により推認できる。

しかしながら、A社D支社は、申立人が申立期間②の直後の昭和 47 年 5 月 1 日から 51 年 4 月 30 日までの期間に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたことは確認できるが、申立期間②に係る申立人の在籍状況及び厚生年金保険の資格取得並びに給与からの保険料の控除に係る資料は無い旨回答している上、同社D支社で申立人と同時期に勤務していた複数の同僚は、申立期間①の場合と同様に当時、正社員以外に嘱託等の身分の従業員が存在し、正社員以外の従業員は厚生年金保険には加入していなかったと証言している。

また、申立人が勤務していたことを記憶している同僚は、申立人の勤務期間及び正社員になった時期については不明と回答している上、申立人が名前を記憶している当時のC支部長も既に死亡しているため、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険への加入並びに保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録についても確認 できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月1日から43年1月22日まで

② 昭和43年1月25日から44年8月30日まで

年金記録によると、昭和44年10月24日に脱退手当金が支給決定されているが、私は、脱退手当金の請求の手続を行っておらず、受給していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和44年10月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月5日から平成6年3月16日まで 私のA社(後に、B社に改称)での標準報酬月額の記録は、私の給与と 相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人が提出した預金通帳の写しから、平成3年9月から5年7月までの期間及び5年10月におけるオンライン記録の標準報酬月額は、口座振込額に相当する標準報酬月額より低いことが確認できる。

しかしながら、申立人と異なる営業所で申立人と同種業務を担当した同僚が提出した平成4年3月分及び5年3月分の給与明細書から、オンライン記録に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該同僚は、「私のねんきん定期便を確認したところ、私が保管する平成4年2月分から5年7月分までの給与明細書に記載された総支給額は、年金記録の標準報酬月額より大幅に高い月があるものの、保険料控除額については一致していた。」と証言している。

なお、A社は既に解散しており、当時の事業主及び経理事務担当者は死亡している上、事情聴取できた複数の同僚は、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。